

議員案第33号

小金井市立学校給食費補助金の交付に関する条例

地方自治法第112条及び小金井市議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和5年9月6日提出

小金井市議会議員

た ゆ 久 貴

水 上 洋 志

片 山 かおる

森 戸 よう子

(提案理由)

現下の経済状況の下、小金井市立学校における保護者の経済的負担を軽減し、もって子育て支援を拡充するため、本案を提出するものであります。

小金井市立学校給食費補助金の交付に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、学校給食法（昭和29年法律第160号）に基づき実施される学校給食に関し、同法第11条第2項に規定する学校給食に要する経費を補助することにより、小金井市立学校（以下「学校」という。）における保護者の経済的負担を軽減し、もって子育て支援を拡充することを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、学校に在籍する児童又は生徒の保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付を受けることができない。

- (1) 学校給食費について、学校教育法第19条に基づく就学援助を受けている者
- (2) 学校給食費を滞納している者。ただし、納付の誓約をしている者を除く。

(補助対象期間)

第3条 補助金の交付の対象となる期間（以下「補助対象期間」という。）は令和5年10月1日から令和6年3月31日までとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象期間において補助対象者が負担する学校給食費の全額とし、予算の範囲内において交付するものとする。

(補助金の交付申請等)

第5条 学校の校長（以下「校長」という。）は、補助金の交付申請に当たっては、補助対象者の委任を受けるものとする。

2 前項の規定により委任を受けた校長が補助金の交付を受けようとするときは、申請書に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条第2項の規定による補助金の交付申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、校長に通知するものとする。

(補助金の代理受領等)

第7条 補助金は、校長が補助対象者に代わって受領するものとする。

2 校長は、前項の規定により補助金を受領したときは、当該補助金を補助対象者の

支払うべき学校給食費に充てるものとする。

(実績報告)

第8条 校長は、当該年度の学校給食が終了したときは、市長に対し、実績の報告をしなければならない。

(補助金の額の確定及び精算)

第9条 市長は、前条の実績報告を受けた場合において、その内容を審査し、又は必要に応じて現地調査等を行い、補助金の交付内容に適合すると認めるときは、交付すべき額を確定するものとする。

2 前項の規定による交付すべき額を確定した場合において、精算金の返還が生じたときは、市長は返還期限を定めて校長に対し返還を請求しなければならない。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議員案第34号

国民全体の負担が増える恐れがある大阪・関西万博の中止を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和5年9月14日提出

小金井市議会議員

安田 けいこ

たゆ 久 貴

水 上 洋 志

国民全体の負担が増える恐れがある大阪・関西万博の中止を求める意見書

2025年4月～10月に大阪市の夢洲（ゆめしま）で開催が予定されている2025年日本国際博覧会（以下「大阪・関西万博」という。）の準備の遅れが問題となっている。

また、海外の約50カ国・地域が自前で建設するパビリオンは、2023年7月時点で大阪市への許可申請は1件もなく、開催に間に合わない可能性が濃くなっている。

会場の建設費の負担割合は、国、大阪府・大阪市、経済界が3分の1ずつである。当初計画で1,250億円だったが、招致決定後の2020年には、1.5倍の1,850億円に増えた。現在の物価高騰や計画の遅れによって、さらに費用が膨らむ。

政府の「日本館」の建設に応札する企業がなく、随意契約で当初の予定価格を上回る契約になった。会場に通じる地下鉄や夢洲へのアクセス道路などインフラの整備費も当初計画から大幅に膨張しているとのことである。

岸田首相は2023年8月31日、「国家プロジェクト」として、国が主導して準備を加速する方針を打ち出した。国が主導していくことになると、支出を増やすこととなり、大阪府民だけでなく、国民全体に負担が強いられることになる。

また、工事の遅れには、資材の高騰や人手不足で採算を危ぶんだ建設業者が入札に応じていないことがあげられている。主催者の日本国際博覧会協会会長の十倉雅和（経団連会長）は打開のため、工事に従事する労働者に、時間外労働の上限規制を適用しないよう政府に要望したと報じられている。

この規制は、労働者の命と安全を守るため、2024年4月に建設業界に導入される。これを除外することは論外である。規制が適用されたとしても、工期が迫る中で開催に突き進めば、違法な長時間労働が横行するのは必至である。労働者を犠牲にした突貫工事は「いのち輝く未来社会のデザイン」という大阪・関西万博が掲げるテーマに反する。

2025年4月の開幕まで2年を切ったが、間に合わせようと無理を強ければ、さらにひずみを広げかねない。

国民的な合意を欠いたままここまで進めたが、限界に来ている。開幕が近づくとつれて方針転換も容易ではなくなる。

よって、小金井市議会は、政府に対し、府民・国民の負担が増えるようなことにならないよう立ち止まって、関係団体と十分に協議し中止も含め検討することを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年 月 日

小金井市議会議長 宮 下 誠

内閣総理大臣 様
経済産業大臣 様

議員案第 35 号

福島原発汚染水海洋放出の中止と見直しを求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和 5 年 9 月 14 日提出

小金井市議会議員

安 田 けいこ

坂 井 えつ子

水 上 洋 志

片 山 かおる

福島原発汚染水海洋放出の中止と見直しを求める意見書

2023年8月22日、政府は関係閣僚等会議にて、ALPS処理汚染水の海洋放出を決定し、24日に放出を開始した。

「関係者の理解なしには如何なる処分もしない」という漁業者との文書約束を反故にし、原発事故被害者である福島県民や国民の声、海でつながる国々の市民たちの声に耳を傾けず、立ち止まって議論もしない姿勢は、著しく民主主義に反する。

岸田首相は、この放出を「円滑な廃炉と福島の復興のため」と言うが、廃炉がどのような状態をいうのか未だ決っていない。原発事故被害者を再び窮地に追い込み、福島の漁業に決定的な打撃を与え、農業や観光業にも影響し、消費者の購買への迷いや健康被害への不安も発生する。これは風評被害ではなく実害であり、福島の復興のためにならず分断を広げるだけである。

2018年の経済産業省資源エネルギー庁主催の多核種除去設備等処理水の取扱いに係る説明・公聴会では、44人中42人がALPS処理汚染水の陸上保管を希望したが反映されず、その後は政府主催の公聴会は開かれていない。市民たちは、県内各地で何度も東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）と経済産業省を招いて話し合いを持ち、東京へも何度も申し入れに出向いた。しかし、一貫してご理解を求めると、諦めを強いる態度を変えなかった。全国漁業協同組合連合会や福島県漁業協同組合連合会、地元自治体なども決議などで反対を表明し、関係者の理解が得られていないことは明らかである。

政府の審議会の一連の検討プロセスでは、代替案の検討は極めて表面的にしか行われず、結論を海洋放出に誘導するものだった。2018年当時、海洋放出を含む5つの案が示されたが、その際、海洋放出の費用は17億～34億円、期間は52か月～88か月とされ、5案の中では最も安く、かつ短期間の案だった。その後、海洋放出の費用は膨れ上がり、現在わかっているだけで1,200億円以上、すなわち35倍以上となっている。放出期間は東京電力のシミュレーションでは30年以上とみられている。

また、技術者や研究者も参加する原子力市民委員会が提案した、「大型タンク貯留案」、「モルタル固化処分案」は、十分現実的な案であるにもかかわらず、公の場ではまったく検討されなかった。

タンク貯留水には、トリチウムのみならず、セシウム137、ストロンチウム90、ヨウ素129などの放射性物質が残留している。

東京電力は当初、ALPSによりトリチウム以外の放射性物質は除去し、基準を下回っていると説明してきた。トリチウム以外の核種が残留していることが明らかになったのは2018年の共同通信などによる報道によってである。

東京電力は、トリチウム以外の放射性物質が基準を超えている水については、二次処理して、基準以下にするとしているが、どのような放射性物質がどの程度残留するか、その総量は未だに示されていない。東電が詳細な放射能測定を行っているのは、全体の水の3%弱に相当する3つのタンク群にすぎない。

東京電力は、放出前に順次測定し、測定後、準備が整い次第放出するとしているが、これでは放出する直前にしか何をどのくらい放出するのかがわからないことになる。また、放出される放射性物質の総量は、すべてのタンク水を放出し終わるまではわからない。

東京電力は、最大年間22兆ベクレルのトリチウムを海洋中に放出する計画だ。これは原発事故前の放出管理値に相当する量であるが、福島第一原発からの海洋中への

トリチウムの放出量は実際には年間1.5兆～2.5兆ベクレルであった。すなわちその約10倍の量のトリチウムを、数十年にわたり海洋に放出することとなる。

海は東電のものでも日本だけのものでもない。過去の核実験で大きな被害を受けた太平洋島しょ国、韓国、中国、台湾など海外からの大きな批判があり、既に国際問題になっている。

原発事故で、膨大な量の放射性物質が環境にばらまかれ、今も海に、空に放出されている。あえて意図的に環境に放出し、汚染を拡大することは許されない。流すのは、原発事故により生じた汚染水であり、他の原発が流しているトリチウム水とは決定的に違う。発生責任者であり事故の加害者でもある東京電力が、回収し安全に保管する義務がある。ALPS処理汚染水に含まれる放射性物質は、海水で薄めても放射性物質に変わりなく、その総量は分からず総量規制もない。汚染水の発生を止める対策に真剣に取り組むことが不可欠である。

よって、小金井市議会は、政府に対し、汚染水の海洋放出の中止と計画の見直しを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年 月 日

小金井市議会議長 宮 下 誠

内閣総理大臣 様
経済産業大臣 様
環境大臣 様
復興大臣 様
原子力規制委員会委員長 様

議員案第36号

人道的見地で難民政策の見直しを求めることに関する意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和5年9月14日提出

小金井市議会議員

安 田 けいこ
坂 井 えつ子
水 上 洋 志
片 山 かおる

人道的見地で難民政策の見直しを求めることに関する意見書

日本は難民条約の加盟国であるが、難民の受け入れは他の先進国に比べて極端に少なく、認定率は長らく1%に届かなかつた。2022年はコロナ禍による入国制限の影響が続く中、申請者が新型コロナウイルス感染拡大前の10,000人超から、3,772人に減少した。数年前からの申請も含め難民認定された人は202人(2%)であり、難民不認定とされた人の数は一次審査・審査請求の合計で10,000人を超える。イギリスの68.6%、カナダ59.2%、アメリカ45.7%などと比較しても、極端に低い認定率となっている。

難民条約を極めて厳格に解釈し「狭義の難民」しか保護の対象としていない結果、本来保護されるべき内戦や迫害を逃れてきた外国人が救われないまま苦境に立たされている。

日本の入管難民行政については、長年国連などからは是正を求められてきた。ひとつには、難民認定率の低さに対する批判であり、もうひとつには、在留資格がなく強制退去事由に該当すると疑われる外国人を原則として入国管理施設に収容する「全件収容主義」と退去強制令書発付後の同所での期間の上限を定めない長期収容、人権を無視した処遇に対する批判である。

2023年6月9日に出入国管理及び難民認定法改正案が可決されたが、収容期間の上限の設定や司法審査の見送り、支援者や弁護士にその立場とは相容れない役割を強いる監理措置制度の創設、退去命令違反罪の新設等、多くの問題点がある。

よって、小金井市議会は、国会及び政府に対し、以下の事項を速やかに実施するよう強く求めるものである。

- 1 出入国在留管理庁から難民認定の担当機関を独立させ、認定基準の明確化、認定審査への弁護士等代理人の立会などの仕組みをつくり、本来保護されるべき難民が認定されない状況を改めること。
- 2 在留資格がない外国人を原則として入管施設に収容する全件収容主義の現状を早急に改め、入管の裁量による無期限の収容を無くすこと。
- 3 現行制度における仮放免者は、いつ再び収容されるかわからない不安を抱え、自ら生活の糧を得る術も閉ざされている。支援団体による身元保証などがあれば就労を可能にし、地方自治体の総合的判断により、必要に応じて住民基本台帳法を適用し、住民登録、国民健康保険のほか、各種行政サービスを提供できるようにすること。
- 4 難民申請者に対する面接の実施、難民認定に関与する者に対する研修、送還停止効の例外規定、難民認定に当たり必要な体制や人員の確保等、参議院での附帯決議を尊重し実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年 月 日

小金井市議会議長 宮 下 誠

衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様
内閣官房長官 様
法務大臣 様
外務大臣 様

議員案第37号

精神科病院の虐待・人権侵害を断ち切ることを求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和5年9月14日提出

小金井市議会議員

安 田 けいこ
坂 井 えつ子
水 上 洋 志
片 山 かおる

精神科病院の虐待・人権侵害を断ち切ることを求める意見書

2023年2月、滝山病院で看護職員による暴力事件が発覚し、不適切な医療の実態が報道された。人間の尊厳と権利を踏みにじる虐待行為、営利優先の病院経営、それらを見過ごしてきた行政の甘さに大きな問題がある。今回の滝山病院事件は単なる一医療機関の患者への虐待や人権侵害だけでなく、日本の精神科病院とその施策が抱える構造的な問題を示している。

病院の実態調査と入院者の救済策を早急に講じるとともに、実効性のある再発防止策が欠かせない。信頼できる精神科医療にしていくことが必要である。

よって、小金井市議会は、政府及び東京都に対し、以下の事項を速やかに実施することを強く求めるものである。

- 1 当該病院に入院している患者に意向調査をし、退院や転院を希望する患者に対して支援すること。
- 2 当該病院における日常的な虐待がなぜ起きたのか、直接的、間接的及び構造的な原因や要因を究明すること。
- 3 精神障がい者は、長期の投薬による副作用が出ることもあるほか、がんなどの一般的な病気にかかっても、適切な治療や入院ができる病院が非常に限られている。受診を断られるケースも多く、医療へのアクセスの悪さが大きな課題である。すべての都立病院で、精神障がい者が身体的合併症の適切な治療を受けられる体制を整備し、都内全域で精神障がい者が医療にアクセスできるようにする。都立病院などが長年培ってきたノウハウを、他の都立病院に活かしていくことを次期東京都保健医療計画に盛り込むなど、計画的に進めること。
- 4 障害者虐待防止法第31条には「医療機関を利用する障がい者に対する虐待の防止等」が定められているが、医療機関の職員には十分に理解されていないことが当該病院の事件で明らかになった。都立病院ではあらためて障がい者虐待防止の研修をすること。また都内の精神障がい者が利用する医療機関に対してもオンライン研修などを通じた啓発を行うこと。
- 5 医療機関で精神障がい者が虐待や虐待に類する行為を受けた時、障がい者虐待防止に関して専門的な知見がある相談や支援をすることができる機関がない。東京都の相談支援体制を整備すること。
- 6 身体的合併症がある精神障がい者の医療アクセスの改善策、虐待防止、相談体制、内部告発の専用窓口の設置等、当該病院のような事件が二度と起きぬよう、各種計画に再発を防止するための施策を盛り込むこと。
- 7 適正な医療を実施するための医師・看護師等の人数は法律によって定められ、一般病床では入院患者16人に対して医師が1人だが、精神病床では1/3の48人に対して1人である。しかし当該病院のように身体的な治療も併せた病床では、一般病床と同等の人員配置ができないことが、職員らの疲弊等を招き、虐待のリスクを高める。精神科での配置基準や診療報酬改定を含む制度改正すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年 月 日

小金井市議会議長 宮 下 誠

内閣総理大臣 様
厚生労働大臣 様
東京都知事 様

議員案第38号

女性トイレの設置維持及びその安全と安心の確保を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和5年9月14日提出

小金井市議会議員

河野麻美

清水がく

斎藤康夫

渡辺ふき子

女性トイレの設置維持及びその安全と安心の確保を求める意見書

令和3年12月1日施行の労働安全衛生規則等の改正により、事業所トイレの設置については男性用と女性用とに区分する原則を維持しつつも、同時に働く労働者が常時10人以下であればトイレは共用1個でよいとされ、さらに独立個室型のトイレを設けたときには男女別トイレの設置基準に一定数反映されるとされた。これにより、公的な建物内、公衆便所や大規模小売店舗等の不特定多数が使うトイレにおいて、男女共用型トイレの設置が増える一方で、女性トイレの設置が減るのではないかとの懸念がある。

不特定多数が使用するトイレでは、女性は不安や場合によっては性被害への脅威を感じる環境に置かれることがあり、さらに男女共用型トイレでは、女性特有のニーズから男性とトイレの使用を共有することへの「気まずさ」を感じることもある。男女共用型トイレは性の多様性を尊重する観点から、性別を問わず利用することが出来る利点があり、また、障がい者や同伴を要する被介護者や介護者等にとってもニーズが高いことから、男女共用型トイレの新設を推進することが必要ではあるが、トイレにはできる限り全ての女性がストレスを感じることなく使用できることが求められる。

したがって、事業所トイレにおける原則である「男性用と女性用に区別して設けること」を維持し、またトイレにおける女性の安全と安心を確保することは重要である。

よって、小金井市議会は、政府に対し、以下の事項を求めるものである。

- 1 厚生労働省は、労働安全衛生規則第628条及び事務所衛生基準規則第17条所定の事業所トイレにおける原則である「男性用と女性用に区別して設けること」につき、今後ともこれを維持すること。
- 2 政府は、公的な建物内、公衆便所や大規模小売店舗等の不特定多数が使うトイレにつき、女性トイレを維持し、またこれらトイレにおいて、女性の安全と安心を確保するために諸方策をとること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年 月 日

小金井市議会議長 宮 下 誠

内閣総理大臣 様
厚生労働大臣 様
経済産業大臣 様

議員案第39号

米軍横田基地でのPFAS（有機フッ素化合物）漏出について、立ち入り調査と全容解明を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和5年9月14日提出

小金井市議会議員

岸 田 正 義

水 谷 たかこ

安 田 けいこ

坂 井 えつ子

水 上 洋 志

片 山 かおる

米軍横田基地でのPFAS（有機フッ素化合物）漏出について、立ち入り調査と全容解明を求める意見書

多摩地域で広がっている米軍横田基地でのPFAS（有機フッ素化合物）を含む泡消火剤の漏出をめぐり、防衛省は、2010年～2012年の漏出事故の報告書を、米軍側から2019年1月には入手していたことを初めて明らかにした。約4年半も情報が公開されなかったことは遺憾である。

2023年7月28日、浜田靖一防衛相は「得られた情報を速やかに伝えるべきだった。今後、速やかな情報提供ができるよう努めていきたい」と陳謝したが、米軍基地への立ち入り調査が求められている。

1973年の日米合同委員会合意「環境に関する協力について」は、「米軍施設・区域に源を発する水、油、化学物質乃至その他の物質により汚染が発生し、よって地域社会の福祉に影響を与えていると信ずる合理的理由のある場合、県又は市町村若しくはその双方は、地元の防衛施設局との協力の下、米軍現地司令官に対して調査を要請することができる。」「県又は市町村若しくはその双方が、地元の防衛施設局との協力の下、問題となった場所を直接視察し、または、水又は土壌若しくはその双方、あるいは煤煙、煙、常設施設・設備の燃料のサンプルを当該場所より入手することが必要と考える場合には、米軍現地司令官がコンタクト・ポイントとなり、当該司令官はそのような視察やサンプル入手を許可することができる。」としている。

浜田防衛相は本年7月11日の閣議後の記者会見で、米軍横田基地への立ち入り調査について「今回（横田基地に関する東京都と周辺市町村連絡協議会から）いただいた要請も踏まえて、今後、関係自治体から立ち入りに係る具体的な要請がなされた場合には、関係省庁と連携し米側に働きかけてまいりたい」と述べている。

またこれに先立つ6月26日、米軍横田基地のアンドリュー・ラダン司令官も、就任1周年の記者会見で「PFASについては、我々は日米の合意事項に絶対的に従っている。合意事項の中で基地内での調査、若しくは（米国の新基準に対応する）新たな調査が必要だということであれば、もちろんすぐを実施するつもりだ。水質以外に関しても安全への懸念が起こるようであれば、すぐにその対応をする」と述べていることが報道されている。

PFASは、人間に与える影響が判明しており、汚染源の特定と対策が求められている。

よって、小金井市議会は、政府及び東京都に対し、以下の事項を求めるものである。

- 1 東京都は、周辺市町にも呼びかけ、国と米軍に対し、米軍横田基地への立ち入り調査を要請すること。
- 2 政府は、東京都などの要請を重く受け止め、早期に米軍横田基地へ調査と全容解明に全力を挙げることを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年 月 日

小金井市議会議長 宮 下 誠

内閣総理大臣 様
防衛大臣 様
東京都知事 様

議員案第40号

食料自給率の向上と農業従事者の支援を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和5年9月14日提出

小金井市議会議員

岸 田 正 義

清 水 が く

安 田 けいこ

坂 井 えつ子

五十嵐 京 子

齋 藤 康 夫

片 山 かおる

食料自給率の向上と農業従事者の支援を求める意見書

日本の食料自給率は、平成22年度にカロリーベースで再び40%を切って以降、令和3年度時点で38%と低水準のまま推移している。合わせて令和4年度には、基幹的農業従事者の平均年齢が68.4歳に達するなど、農業従事者の高齢化が進んでおり、この傾向は今後も続く見込みである。今後、高齢化した従事者の後継者不足による農業従事者数の減少は、農業生産物の減少をもたらす、食料自給率の低下に大きな影響を与える可能性がある。

農業従事者の減少の影響は食料自給率の低下だけにとどまらず、食料・農業・農村基本法第3条によれば、農業は、食料供給の機能だけでなく、国土保全や水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等多面にわたる機能を持つとされており、これらを保全するためにも農業従事者数減少の問題は深刻である。

政府は平成24年以降、「人・農地プラン」を実施するとともに、平成26年度からは、農業生産の効率化を図るために農地バンクの創設や農地の集積・集約化に取り組んできたものの、我が国の耕地面積は減少し続けており、水田稲作を見ても単位面積当たりの収穫量は横ばいとなっている。政府目標を達成するためには、より踏み込んだ施策を講じるべきである。

一部メディアでは、「日本の農家は国からの補助金に依存しており過保護だ」という論調があるが、農業への保護政策は世界的に見て決して特異なものではない。EU加盟国では農業経営体の所得を支えており、米国では価格支持融資制度など、農業生産を維持する仕組みが整えられている。

日本の農業は地理的条件が他国と異なるため、農業競争力に差が生じることは避けられない。しかし、そのことをもって農産物供給を海外からの輸入に頼ることは食料安全保障の観点から非常に危険であり、世界の常識からも外れている。

何よりも生産者が経済的に安心して農業を継続し、努力すればそれに見合う収入を得られるよう、国や行政が主導した支援策やスキームへの誘導が必要である。

よって、小金井市議会は、政府に対し、以下の事項を求めるものである。

- 1 農業従事者数の確保に向けた目標を年次的に定め、その達成のための計画を策定すること。
 - 2 令和12年度までに食料自給率をカロリーベース45%、生産額ベース75%に高めるために、食料・農業・農村基本計画の目標達成を担保すること。
 - 3 耕作放棄地の現状を正確に把握し、再生と有効活用についての具体的対策を示すこと。
 - 4 農業生産発展の方向と合わせて、平均農業所得を引き上げる年次計画を示すこと。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年 月 日

小金井市議会議員 宮 下 誠

内閣総理大臣 様
農林水産大臣 様

議員案第41号

ブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）に対する適正な診療上の
評価等を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和5年9月14日提出

小金井市議会議員

清水 が く

小林 正 樹

ブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）に対する適正な診療上の
評価等を求める意見書

交通事故、スポーツ、落下事故、暴力など全身への外傷等を原因として発症する脳脊髄液漏出（減少）症によって、日常生活を大きく阻害する様々な症状に苦しんでいる患者の声が、全国各地から国へ数多く寄せられていた。その後、平成19年に山形大学を中心に関連8学会が参加し、厚生労働省研究班による病態の解明が進んだ結果、平成28年より同症の治療法であるブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）が保険適用となった。

その結果、それまで高額な自費診療での治療を必要としていた患者が、保険診療の下にブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）を受けることができるようになったが、脳脊髄液漏出（減少）症の患者の中には、保険適用J007-2の要件に掲げられている「起立性頭痛を有する患者に係るもの」という条件を伴わない患者がいるため、医療の現場では混乱が生じている。

また、その後の研究で、脳脊髄液の漏出部位は一か所とは限らず、頸椎や胸椎部でも頻繁に起こる事が報告された。ここで、この頸椎や胸椎部にブラッドパッチ療法を安全に行うためには、X線透視下で漏出部位を確認しながらの治療が必要であるが、診療上の評価がされていない現状がある。

よって、小金井市議会は、政府に対し、上記の新たな現状を踏まえ、脳脊髄液漏出（減少）症の患者への公平で安全なブラッドパッチ療法の適用に向け、以下の事項について適切な措置を講ずるよう強く求めるものである。

- 1 脳脊髄液漏出（減少）症の症状において、約10%は起立性頭痛を認めないと公的な研究でも報告があることを受け、診療報酬算定の要件の注釈として「本疾患では起立性頭痛を認めない場合がある」と加えること。
- 2 ブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）の診療報酬において、X線透視を要件として、漏出部位を確認しながら治療行うことを可能にするよう、診療上の評価を改定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年 月 日

小金井市議会議長 宮 下 誠

内閣総理大臣 様
文部科学大臣 様
厚生労働大臣 様
国土交通大臣 様

議員案第42号

脱炭素と自然再興に貢献するサーキュラー・エコノミー（循環型経済）
の推進を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和5年9月14日提出

小金井市議会議員

清 水 が く

五十嵐 京 子

渡 辺 ふき子

脱炭素と自然再興に貢献するサーキュラー・エコノミー（循環型経済） の推進を求める意見書

現在、気候変動防止に向けた社会の脱炭素化（カーボン・ニュートラル）や、生物多様性の保全と活用への自然再興（ネイチャー・ポジティブ）は、人類社会を持続可能なものにする上で、最も重要な課題の一つとなっている。

今こそ、資源効率性の最大化と環境負荷の低減の両立を目指して、大量生産から大量廃棄を生むリニア・エコノミー（直線型経済）から、廃棄される製品や原材料などを「資源」と捉え、循環させる新しい経済システムであるサーキュラー・エコノミー（循環型経済）への転換が必要である。

そのためには、日常生活を支えている物品の材料の生成や加工、製品の製造から、廃棄における自然の破壊やエネルギー消費を抑制するサーキュラー・エコノミーへとライフスタイル全体を変革する大きな流れを作り出していかなければならない。

具体的には、家電製品や製紙、衣類など、国民生活に密着した製品の資源循環を推進するために、製品を生み出す「動脈産業」と、廃棄物の回収や再利用などを担う「静脈産業」の連携など、産業構造の構築が重要である。

よって、小金井市議会は、政府に対し、循環型経済関連ビジネスを新たな成長産業として位置付け、脱炭素と自然再興に貢献するサーキュラー・エコノミーの実現を目指し、以下の事項について特段の取組を求めるものである。

1 資源循環を促進するための制度や施設の整備

貴金属等の有価性の高い資源が集約されている家電や情報通信機器や、再生可能エネルギー等の大量導入により将来は大量廃棄が予想される太陽光パネルや蓄電池の部材等に対して、資源循環を促進するための制度の創設や適切な運用、精錬技術の開発や施設の整備を促進すること。

2 動静脈産業の連携による資源循環ビジネスの普及を促進

製品の設計や製造の段階から廃棄や再生までの、ライフサイクル全般での環境負荷低減等の実現を目指して、動静脈産業の連携による資源循環ビジネスモデルの普及を促進すること。

3 建築物等の長寿命化を促す制度等の創設

建築物においても、スクラップ&ビルドというフロー型から、ストック型への移行が重要であり、設計・計画から施工、維持管理までの全体を通して長寿命化やリノベーションによる建築物の価値の最大化を図るために、新たな基準の設定や優遇税制の創設を図ること。

4 製品の長期利用等に資するビジネスやサービスの普及拡大

リファービッシュ品（再生品）の二次流通製品の製品安全担保等に関する環境を整備し、製品の適切な長期利用を促進するリコマース・ビジネス（中古品取引）を育成するとともに製品の長期利用に資する、シェアリング（共有）、サブスクリプション（期間利用）等のサービスの普及拡大を図ること。

5 地域や施設における資源循環の導入促進

地域におけるバイオマスエネルギーの利活用により、森林を保全しつつ、木材・木質資源の持続可能な活用を目指すフォレスト・サーキュラー・エコノミー（森林・木材循環型経済）の実現や、高齢化に伴い大人用紙おむつの利用が今後増加することを踏まえ、紙おむつのリサイクルの普及に向けた自治体や事業者の取組を支援すること。

6 より多くの古紙が回収・利用される環境の整備

紙の資源循環を一層推進するため、洋紙由来の古紙に加えて、段ボール等の板紙由来の古紙や、これまで焼却処分されていた未利用古紙の活用を促進するために、自治体が定める回収対象の古紙の範囲を拡大し、出来るだけ多く古紙が回収・利用

される環境を整備すること。

7 衣類の資源循環システムの構築

衣類の多くが有効利用されずに焼却・埋立てされている現状に対して、衣類耐久性やリサイクルの容易性等を重視した衣類の循環配慮設計を積極的に進めると同時に、グリーン購入法を通じ、リサイクル素材を活用した衣類を政府や自治体が積極的に使用すること等で、衣類の循環市場を育成すること。

8 建設廃棄物のリサイクルの高度化

建設リサイクル法等を通じて建設廃棄物は約97%が再資源化されているものの再資源化はダウンサイクルが中心であることから、水平リサイクル・アップサイクルへの転換を進め、量と質の両立を図ること。

9 自然関連及び気候関連の財務情報開示タスクフォースの推進

企業が自社の事業活動が自然環境に及ぼす影響や依存度に関して情報を開示する自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）と、企業が自社の事業活動が気候変動に及ぼす影響等の情報を開示する気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）に対して、算定基盤の創設等を率先して進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年 月 日

小金井市議会議長 宮 下 誠

内閣総理大臣 様
経済産業大臣 様
国土交通大臣 様
環 境 大 臣 様

議員案第43号

国内最古の高浜原発1号機再稼働に抗議し、「原発ゼロ」の実現を求める
意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和5年9月14日提出

小金井市議会議員

岸 田 正 義

水 谷 たかこ

安 田 けいこ

坂 井 えつ子

水 上 洋 志

片 山 かおる

国内最古の高浜原発1号機再稼働に抗議し、「原発ゼロ」の実現を求める 意見書

2023年7月28日、関西電力送配電株式会社（以下「関西電力」という。）は、1974年に運転開始してから49年となる国内最古の高浜原子力発電所（以下「高浜原発」という。）1号機を12年ぶりに再稼働した。岸田首相が2023年夏以降に追加で再稼働を目指すとした7基のうちの1基である。

東京電力福島第一原子力発電所（以下「福島第一原発」という。）の事故で最初に爆発したのは、1971年の運転開始から40年を迎える1号機であった。事故を踏まえ、老朽化した原子力発電所（以下「原発」という。）を運転させない目的で、運転期間は原則40年に制限されたが、安全性が確保されれば1回だけ最長20年延長可能とする例外規定が適用されたものである。

しかし岸田政権は、これまでの原発政策を大転換し、2022年8月に「新規建設」、「再稼働の促進」などの方針を打ち出し、本年2月に閣議決定した。本年5月には「脱炭素社会の実現に向けた電力供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（GX脱炭素電源法）」の成立で、この期間を定めていた法律を改正した。40年プラス20年のルールは残しながらも、原子力規制委員会の審査、裁判所の命令及び行政指導などで停止した期間を運転期間として含めず、除外できるようになった。除外期間が10年とすると、運転開始から70年運転できることとなった。

半世紀前につくられた原発は、設計自体が古い。取替えが難しい原子炉は核分裂で発生する中性子によって強度が落ち、原発に張り巡らされる電気ケーブルは熱などで性能が低下、コンクリートの構造物も熱や放射線によって強度が低下する懸念がある。

また、高浜原発がある福井県の若狭湾沿いは、原発銀座とも呼ばれており、関西電力の大飯原発、美浜原発、日本原子力発電株式会社の敦賀原発がある。地形上も避難路が限られており、計画通りの避難や避難計画の周知も課題である。

原発は、重大事故を起こすと人間の手には負えないことを福島第一原発の重大事故で経験した。人類と原発は共存できるものではない。使用済核燃料の処分方法が存在せず、最後に残る高レベル放射性廃棄物などの最終処分場の確保も見通せていない。これらは、すべての原発に共通する根本的・致命的な問題である。今取り組むべきことは、省エネの徹底と再生可能エネルギーの計画的な導入に精力的に取り組むことである。

よって、小金井市議会は、国会及び政府に対し、国内最古の高浜原発1号機再稼働に抗議するとともに、「原発ゼロ」の実現を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年 月 日

小金井市議会議長 宮 下 誠

衆 議 院 議 長 様
参 議 院 議 長 様
内 閣 総 理 大 臣 様
総 務 大 臣 様
経 済 産 業 大 臣 様
GX実行推進担当大臣 様

議員案第44号

離婚後共同親権制度検討に際し、子どもの視点に立った議論を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和5年9月14日提出

小金井市議会議員

水谷 たかこ

安田 けいこ

坂井 えつ子

片山 かおる

森戸 よう子

離婚後共同親権制度検討に際し、子どもの視点に立った議論を求める意見書

法務省は2023年8月29日、法務大臣の諮問機関である法制審議会の家族法制部会で、離婚後に父母双方に子どもの親権を認める「共同親権」を導入する案を示した。離婚後の親権に関して、父母の双方または一方を親権者と定めるとした。父母どちらかの単独親権に限る現行制度を見直すとされる。

共同親権の導入は、離婚後の家族の在り方を大きく変え、すべての親と子どもに対して重大な影響をもたらす可能性があるにもかかわらず、国民的議論もないまま拙速に議論が進んでいることに懸念の声が上がっている。

現行の民法では離婚後は単独親権ではあるものの、監護の継続性が担保されており、話し合いによる父母の合意で子どもについての重要な決定を行うことができる。話し合いによる決定ができない場合には単独親権者の判断によるというもので、実質的には共同親権に近い形の法体系になっている。

改正により共同親権が導入された場合、引っ越し先、受験や進路決定、手術やワクチン接種などの重要事項には必ず別居親の同意が必要となる。子どもの成長過程において時間的猶予なく多様な判断を迫られる場面が想定されるが、関係が破綻した父母の多くは、対等かつ公平な話し合いが困難である。双方の合意形成を前提とした今回の制度案は、より力の弱い親が不利になりやすい。離婚後も家庭内の不均衡な関係が引き継がれ、親にも子どもにも過重な負担がかかることが懸念される。

審議会では、離婚後共同親権制度を導入すべき理由として、離婚後も父母双方が子育てに適正に関わることが子の利益になるという価値判断が示されているが、双方の関係が良好であることが前提条件になる。共同親権は父母が円満に協力できる関係である場合においては問題がないが、そうでない場合、子どもにとっては自分に関わることで両親の諍いが勃発する可能性があり、心理的にも大きな負担である。

2022年6月に成立したこども基本法では、すべてのこどもについて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会の確保が基本理念で謳われている。しかし、現行の審議会には子どもの意見を代弁する立場の委員がおらず、子どもの権利保障の観点での議論が不足していると言わざるを得ない。今後、審議会において引き続き課題についての議論を継続することになった。離婚家庭で育った若者など当事者の声を聞き、実態に則した法改正に向けて丁寧に議論を尽くすことが必要である。

よって、小金井市議会は、政府に対し、離婚後共同親権導入の議論を深めるに当たっては、導入の中止も視野に入れ、子ども目線に立ったあらゆるケースを想定し、子どもの最善の利益を最優先に議論を尽くすことを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年 月 日

小金井市議会議長 宮 下 誠

内閣総理大臣様
法務大臣様
厚生労働大臣様
内閣府特命担当大臣(こども政策 男女共同参画)様

議員案第45号

健康保険証の存続を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和5年9月20日提出

小金井市議会議員

水谷 たかこ
鈴木 成夫
高木 章成
片山 かおる
森戸 よう子

健康保険証の存続を求める意見書

政府は、令和6年秋に現行の健康保険証を廃止し、マイナンバーカードに一本化する法案を令和5年6月2日に可決・成立させた。しかし、厚生労働省が発表した7,312件に上る被保険者資格情報の誤登録（令和3年10月から令和4年11月まで）をはじめ、マイナ保険証に関するトラブルが続出し、多くの患者・国民が不安を抱えている。

東京保険医協会が会員に対して実施したアンケート調査（令和5年5月25日から令和5年6月5日まで実施、FAX送信4,770件、回答数622件）では、オンライン資格確認システムを運用する医療機関535件のうち、351件（回答528件中66.5%）が何らかのトラブルを経験しており、そのうち他人の情報がひもづけられていたケースが11件あった。別人の情報に基づいた診療・投薬は、重大な医療事故につながりかねない。

マイナ保険証とオンライン資格確認システムが、保険資格確認の手段として確実なものではないため、医療機関では現行の健康保険証を持参するよう患者・国民に呼びかけているのが現状である。病気を持つ人はもちろんのこと、病気を持たなくても不慮の事故や病気に備えて、多くの人が健康保険証を常に携帯しているが、マイナンバーカードは実印にも等しい機能を有しており、日常的に持ち歩くことは危険である。

よって、小金井市議会は、政府に対し、誰もが安心して医療を受けられるように、健康保険証の廃止は中止して、存続することを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年 月 日

小金井市議会議長 宮 下 誠

内閣総理大臣 様
総務大臣 様
厚生労働大臣 様
経済産業大臣 様
デジタル大臣 様